

横浜市の積極的な情報の公表と提供に関する要綱

制 定 平成 15 年 3 月

最近改正 令和 7 年 4 月

(目的)

第 1 条 この要綱は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成 12 年 2 月横浜市条例第 1 号。以下「条例」という。）第 29 条及び第 30 条の規定に基づき、市政に関する情報について、正確で分かりやすい情報を積極的に市民に公表し、又は提供することに関し必要な事項を定めることにより、市民との相互信頼に基づく市政の推進に資することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 市民の市政に対する理解と信頼を深めるため、政策決定プロセスにおける市政に関する情報を積極的に公表及び提供することにより、市民に対する説明責任を果たすとともに、市の政策決定プロセスへの市民参加を推進し、市民との協働による市政の実現を図る。

(定義)

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報の公表 実施機関が保有する市政に関する情報のうち、次条の規定により公表する義務を課された情報を、市民の利用に供することをいう。
- (2) 情報の提供 実施機関が保有する市政に関する情報を任意に市民の利用に供することをいう。
- (3) 実施機関 条例第 2 条第 1 項の実施機関をいう。ただし、市が設立した地方独立行政法人を除く。

(情報の公表)

第 4 条 実施機関は、次に掲げる事項に関する市政に関する情報のうち、条例第 7 条第 2 項各号に規定する不開示情報を除き、これを市民に公表しなければならない。

- (1) 市の長期計画その他の市の重要な基本計画、指針等のうち別表 1 に掲げるもの及びこれらの計画についての策定スケジュール

- (2) 広く市民に義務を課し、権利を制限する条例その他の制度の制定又は改廃に関する情報
- (3) 横浜市経営会議に係る会議の概要
- (4) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項及び地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 14 条の規定に基づき設置する附属機関の報告書及び会議録並びに当該附属機関への提出資料（非公開で開催された附属機関の報告書及び会議録並びに当該附属機関への提出資料を除く。）
- (5) 財務に関する情報のうち別表 2 に掲げるもの

（情報の公表の方法）

第 5 条 情報の公表については、次に掲げる方法によるものとする。

- (1) 担当課及び市民情報センターにおける閲覧
 - (2) 市のホームページへの掲載
- 2 情報の公表については、前項に定める方法に加え、次に掲げる方法のうち効果的なものを選択して行うことができる。
- (1) 報道機関への情報提供
 - (2) 広報紙等への掲載
 - (3) その他適当と認める方法

（情報の提供）

第 6 条 実施機関は、第 4 条各号に定める情報以外の市政に関する情報についても、積極的な情報の提供に努めるものとする。

- 2 情報の提供については、前条各項各号に掲げる方法のうち効果的なものを選択して行うものとする。

（他の制度との調整）

第 7 条 情報の公表について、法令、条例若しくは規則又はこの要綱以外の要綱等（以下「法令等」という。）に別段の定めがある場合には、当該法令等の定めるところによる。

（市民への周知）

第 8 条 実施機関は、市民に情報の公表又は情報の提供を行う場合には、情報公表・提供報告書（第 1 号様式）に当該情報に係る資料を添えて、市民局市民情報課長へ提出するものとする。

- 2 市民局市民情報課長は、実施機関から提出された情報公表・提供報告書に基づき、情報公表・提供一覧表（第2号様式）を作成し、市民情報センターにおいて閲覧に供するとともに、市のホームページに掲載するものとする。
- 3 市民局市民情報課長は、毎年1回、情報公表・提供一覧表を取りまとめ、これを作成するものとする。

（運用状況の公表）

第9条 市長は、毎年1回、情報の公表及び情報の提供の運用状況について取りまとめ、これを公表するものとする。

（その他）

第10条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成15年4月10日から施行する。

（横浜市情報公開の総合的な推進に関する要綱の廃止）

- 2 横浜市情報公開の総合的な推進に関する要綱（平成12年7月1日施行）は、廃止する。

（経過措置）

- 3 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に作成し、又は取得した情報について適用する。
- 4 前項の規定にかかわらず、第4条第1号に規定する事項に関する情報のうち、この要綱の施行の際現に作成されているものについては、この要綱の規定を適用する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 11 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 6 月 29 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年８月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表 1（第 4 条第 1 号関係）

市の長期計画その他の市の重要な基本計画、指針等

所 管 局	計 画 等 の 名 称
脱炭素・GREEN×EXPO推進局	横浜市地球温暖化対策実行計画 横浜市SDGs未来都市計画（2022～2025）
政策経営局	横浜市基本構想（長期ビジョン） 横浜市中期計画 2022～2025 横浜業務核都市基本構想 横浜市 デジタル田園都市国家構想の実現に向けたまち・ひと・しごと創生総合戦略 共創推進の指針 横浜市男女共同参画行動計画 横浜市官民データ活用推進計画 横浜市強靱化地域計画 横浜市多言語広報指針
総務局	横浜市防災計画 横浜市緊急事態等対処計画 横浜市国民保護計画 行政運営の基本方針
デジタル統括本部	横浜DX戦略
財政局	横浜市公共施設等総合管理計画 横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン
国際局	横浜市国際戦略 横浜市多文化共生まちづくり指針
市民局	協働推進の基本指針 横浜市人権施策基本指針 よこはま安全・安心プラン
にぎわいスポーツ文化局	横浜市文化芸術創造都市施策の基本的な考え方 横浜市スポーツ推進計画 横浜市観光・MICE戦略
こども青少年局	こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン
健康福祉局	横浜市地域福祉保健計画（全市計画） 横浜市福祉のまちづくり推進指針 横浜市障害者プラン 横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画 健康横浜 21 横浜市国民健康保険特定健康診査等実施計画 横浜市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）
医療局	よこはま保健医療プラン

	横浜市新型インフルエンザ等対策行動計画
医療局病院経営本部	横浜市立病院中期経営プラン 2023-2027
みどり環境局	横浜市環境管理計画 横浜市水と緑の基本計画
下水道河川局	横浜市下水道事業中期経営計画
資源循環局	横浜市一般廃棄物処理基本計画
建築局	横浜市住生活マスタープラン（横浜市住生活基本計画） 横浜市耐震改修促進計画
都市整備局	横浜国際港都建設計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 横浜国際港都建設計画都市再開発の方針 横浜国際港都建設計画住宅市街地の開発整備の方針 横浜国際港都建設計画防災街区整備方針 横浜市駐車場整備基本計画 横浜都市交通計画 横浜市地域公共交通計画 新横浜都心整備基本構想 横浜市都市計画マスタープラン 全体構想 エキサイトよこはま22 京浜臨海部再編整備マスタープラン 横浜市都心臨海部再生マスタープラン 横浜市景観ビジョン 横浜都市デザインビジョン 横浜市歴史的風致維持向上計画 米軍施設返還跡地利用指針 横浜市米軍施設返還跡地利用行動計画
道路局	横浜市バリアフリー基本構想 横浜市自転車活用推進計画
港湾局	横浜港港湾計画 横浜港長期ビジョン
水道局	横浜水道長期ビジョン 横浜水道中期経営計画
交通局	市営交通中期経営計画
教育委員会事務局	横浜教育ビジョン 2030 第4期横浜市教育振興基本計画 第三次横浜市民読書活動推進計画 横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針 横浜市小・中学校施設計画指針 第1期横浜市文化財保存活用地域計画

(備考) 表に定められた計画等が改定される場合及び名称が変更になる場合にもこの表の対象とする。

別表 2 (第 4 条第 5 号関係)

財務に関する情報

予算編成方針
予算案概要 (局・統括本部予算概要含む)
事業計画書

第 1 号様式（第 8 条第 1 項）

第 年 月 日

市民局市民情報課長

課 長

情報公表・提供報告書

横浜市の積極的な情報の公表と提供に関する要綱第 8 条第 1 項の規定に基づき、次の情報公表・提供について、報告します。

公 表 ・ 提 供 名					
公表・提供の内容					
公表・提供の分類 （○を付ける）		情報公表（第 4 条） （ 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5 ）号該当		情報提供（第 6 条）	
公表・提供の方法 （○を付ける）		閱 覧	ホームページ （全文 ・ 要旨）	そ の 他 （印刷物配布・有償頒布・その他 ）	
市民 情報 セン ター 	公表・提供形式 （○を付ける）	全 部 ・ 要約版		資 料（あ り・所管課のみ・な し）	
	閱 覧 部 数	種 類 部			
	閱 覧 期 間	年 月 日 から		年 月 日 まで	
	その他の閲覧 場 所				
資 料 の 更 新 ・ 撤 収 等 の 方 法					
連 絡 先		課 係（担当）		TEL	

* 内容に変更があった場合は、速やかに新たな送付書を提出してください。
* 配架資料を市民情報センターから撤収する時は、必ず市民情報課に通知してください。

市民情報課処理欄		年 月 日受付		年 月 日決定	
課 長	担 当 係 長	担 当		備 考	

第2号様式（第8条第2項）

情報公表・提供一覧表（ 年 月 日現在）

[illegible]

第2号様式（第8条第2項）

情報公表・提供一覧表（ 年 月 日現在）

[illegible]